

## 協働と市民参加

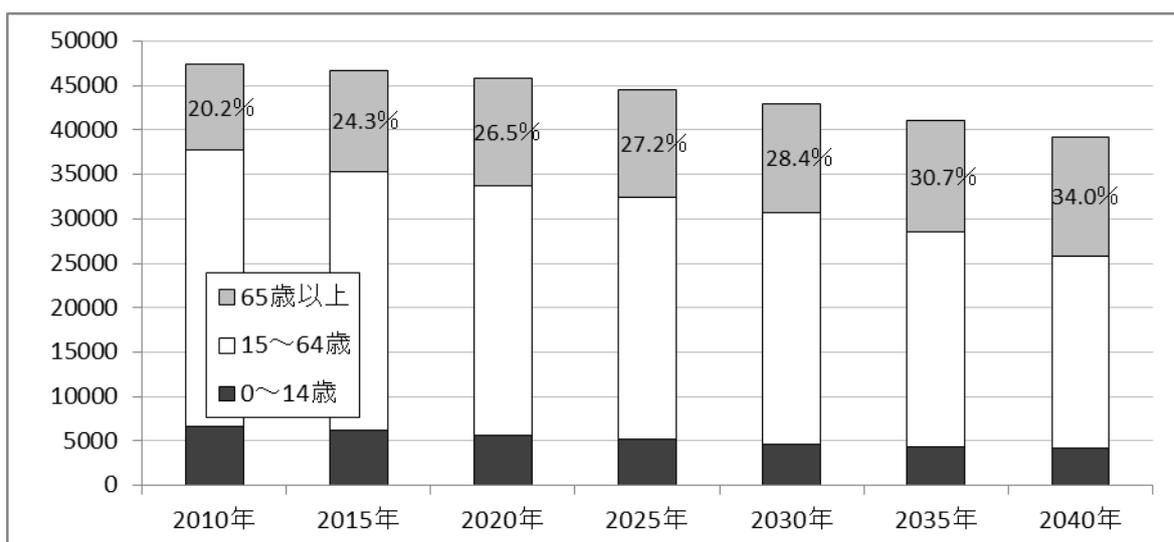
2014(平成26)年6月6日(金)

四日市大学総合政策学部教授 小林慶太郎

### 1. 協働と新しい公

#### (1) “あれもこれも” から “あれかこれか” へ

<図表：岩倉市の将来人口推計>



(国立社会保障・人口問題研究所による2013年3月推計を基に作成)

少子・高齢化 → 社会保障関係費の増大 = 行政の支出の増大  
少子・高齢化 → 働き盛りの世代の減少 → 行政サービスの元手(税金)の減少  
人口減少 → 消費の落ち込み → 景気の低迷 → 税収の減少

↓  
役所が市民の多様なニーズに“あれもこれも”応えていくことは困難

#### (2) 新しい公

これまで官(行政)の独占物と思われてきた「公」を民も担うという発想

民(住民・地域団体・市民活動団体・事業者等)もまた公共性の重要な担い手と捉える  
具体的には?

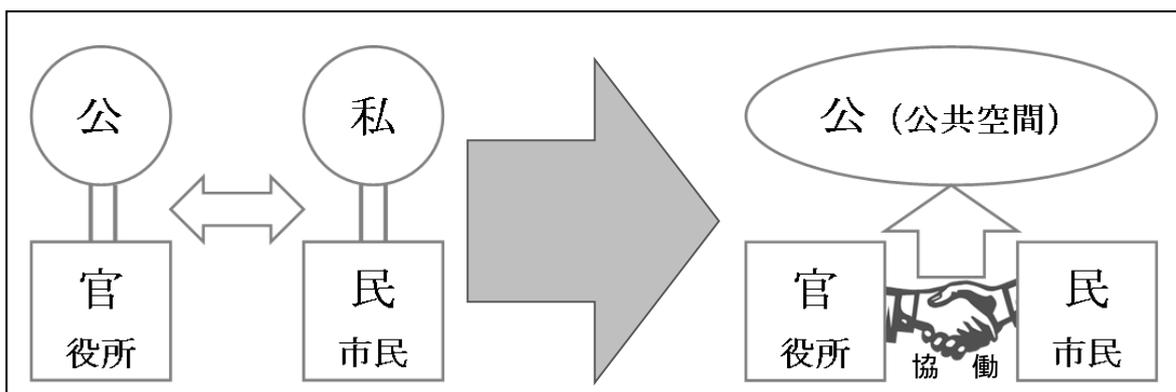
→ 役所のやるべきことは“あれかこれか”役割分担を見直し、住民が仕事を取り戻す

##### 新しい「公」の概念

個人の価値観がより自由や多様性を求めるようになると同時に、個人の自己責任意識が高まる。こうした意識変化が進むと、「公」のことは「官」に任せればよいとの風潮が薄れ、個々人が社会全体に貢献しようという新しい「公」の概念の確立につながる。

(経済審議会『経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針』1999年)

<図：古い公から新しい公へ>



(3) 協働のルール

市民の側からの“参加の欲求” ↔ 行政の側からの“効率の追求”  
 この溝を埋められなければ、市民と行政との協働は“画に描いた餅”になってしまう

そこで・・・

市民と行政との協働のルールを共有する必要がある

例えば・・・

補完性の原則

相互理解の原則

目的・目標共有の原則

対等性の原則

公開性の原則      など (『岩倉市市民協働ルールブック』より)

ところで・・・

協働は、市民と行政との間でのみ  
 行われるわけではない  
 市民同士の間での協働についても  
 その理念などは明記されていても  
 良いかも知れない

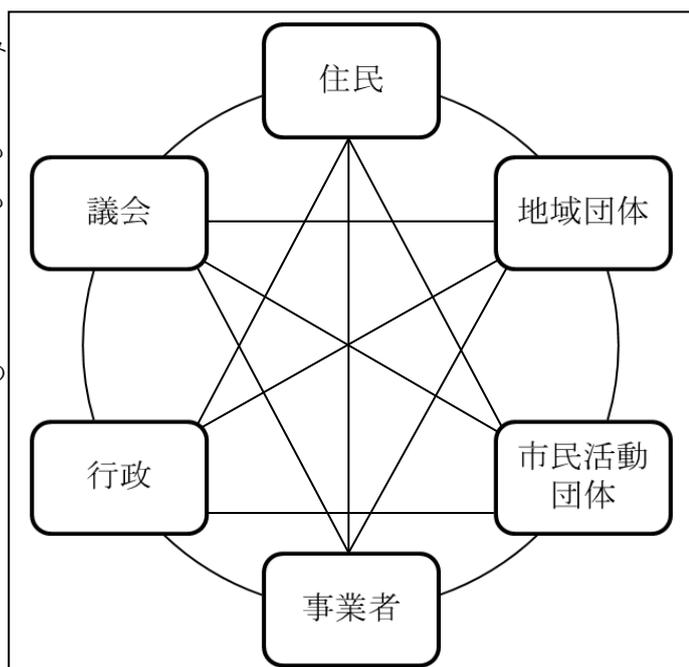
さらに・・・

協働を進めていく上での各主体の  
 役割を確認できて良いかも

- ・市民自治活動への支援
- ・人材の育成
- ・マッチングの仕組み

など

<図：様々な協働のあり方のイメージ>



## 2. 市民参加

### (1) どのような場合に市民参加が必要か

他市では・・・

- ・基本構想や基本計画など、市の基本的な事柄を定める計画の策定・変更
- ・公共施設の設置などについての基本計画の策定・変更
- ・市政に関する基本方針を定める条例の制定・改廃
- ・市民に義務を課したり市民の権利を制限したりする条例の制定・改廃
- ・市民生活に大きな影響をおよぼす制度の導入・改廃

などの場合に、なんらかの市民参加手法を取り入れることを義務づけていることが多い

### (2) 様々な市民参加手法

#### ① 意向調査（アンケート）

多くの市民の参加が得られるが、対話による意見の深化は期待できない

#### ② モニター

ある程度の時間軸で、経時変化を見ることが可能

#### ③ パブリックコメント

他市では、意見が全く反映されないケースも多い

#### ④ インタビュー

各種団体や有識者などの一部の人の意見を反映させやすい

#### ⑤ 審議会等の附属機関

公募の有無などの委員構成や、会議の運営の仕方により、参加の内実に大きな差

#### ⑥ ワークショップ

参加者間の意見交換は図りやすいが、参加者自体が偏る可能性も高い

#### ⑦ 市民討議会（プラーヌクスツェレ）

無作為抽出のためある程度平均的な市民が参加

#### ⑧ 説明会・公聴会等

聞きっぱなし・言いっぱなしで終わってしまう可能性もある

#### ⑨ 住民投票

意向調査の一種

など

### (3) 市民参加手続きのルール

他市では・・・

- ・会議等の公開の原則
- ・附属機関の委員の選定の仕方
- ・期日・内容などを分かりやすく周知する努力

などを、それぞれの手続きごとに定めているケースもある

### 3. 住民投票

#### (1) どのような場合に住民投票を行うのか

- ・「市政に関する重要な事項」とは・・・  
重要事項を例示している市もある  
住民投票の対象にできない事項を列記している市もある
- ・住民投票の実施を発案できるのは誰か  
市長は実施主体  
住民発議を可能とするか、その場合に必要な署名数は  
議員発議を可能とするか、その場合の要件は  
市長自身の発議を可能とするか、その場合なんらかの歯止めは必要か

など

#### (2) 投票資格者は誰か

- ・市議・市長選の有権者は、満20歳以上で直近3か月以上継続して市内に住所がある  
日本国籍を持つ住民
- ・年齢要件は？  
満16歳以上、満18歳以上としている市もある
- ・居住期間は？
- ・外国人住民は？  
特別永住者、永住者などの在留資格を持つ外国人住民に投票資格がある市も

#### (3) 住民投票の執行に関する手続き

- ・有権者の確定
- ・告示
- ・選択肢の提示の仕方・・・3択以上だと、どの選択肢も過半数を取れない可能性あり
- ・投票運動の規制
- ・投開票事務

など

おわりに

この条例の策定のプロセス自体が、岩倉市の協働や市民参加の試金石！

みんなで協力して、良い条例案を創っていきましょう！！

(以上)